**鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会**

**（県有地を活用した太陽光発電施設設置事業者選定委員会）運営要項**

（運営）

第１条　県有地を活用した太陽光発電施設設置事業を実施するにあたり、事業実施者として最もふさわしい者を公平かつ厳正に選定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（県有地を活用した太陽光発電施設設置事業者選定委員会）（以下「審査会」という。）を運営する。

（所掌事項）

第２条　審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（１）「県有地を活用した太陽光発電施設設置事業」実施に係る優先交渉権者の選定に関すること。

（２）その他、鳥取県知事が必要と認める事項。

（委員）

第３条　審査会は、鳥取県知事が任命する委員５人以内をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４条　審査会に委員長１人及び副委員長１人を置くものとし、委員の互選より選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員の中から委員長が指名したものがこれに当たる。

４　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、任命された日から審査会が開催される日までとする。

（会議）

第６条　審査会の会議は、脱炭素社会推進課長が招集し、委員長がその議長となる。

２　審査会は、書面で開催することができる。

３　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。書面開催の場合は、締切日までに審査意見の返送があった委員を出席したものとみなす。

４　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、脱炭素社会推進課において行う。

附　則

この要綱は、令和３年７月２８日から施行する。